

# 平成22年度環境技術実証事業検討会 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 ワーキンググループ会合(第1回) 議事概要(案)

1. 日時：平成22年4月28日(水) 10:00～12:00

2. 場所：航空会館 B101号室

## 3. 議題

- (1) WGの設置について
- (2) 実証試験要領の見直しについて
- (3) 実証機関の公募・選定について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) その他

4. 出席検討員：藤田正憲(座長)、岡田光正、中井尚、名取眞  
事務局：環境省、財団法人日本環境衛生センター

## 5. 配布資料

- 資料1 平成21年度環境技術実証事業検討会小規模事業場向け有機性排水処理技術ワーキンググループ会合(第2回)議事概要(案)
- 資料2 平成22年度環境技術実証事業検討会小規模事業場向け有機性排水処理技術ワーキンググループ設置要綱(案)
- 資料3 平成22年度環境技術実証事業 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野実証試験要領(第2版)に向けた見直し
- 資料4 平成22年度環境技術実証事業 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野実証試験要領(案)
- 資料5 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野における実証機関選定の考え方について(案)
- 資料6-1 実証機関の募集における申請書類について(案)
- 資料6-2 実績実証機関継続申請書類について(案)
- 資料7 今後のスケジュール(案)

## 6. 議事

会議は公開で行われた。

(1) WG の設置について

- ・事務局から資料2に基づき、WG の設置要綱（案）について説明。

(2) 実証試験要領の見直しについて

- ・事務局から、参考資料（委員限り）に基づき、平成22年度環境技術実証事業実施要領（暫定版）について、説明。
- ・事務局から、資料3、資料4に基づき実証試験要領の見直しについて説明。

試験期間の短縮、定期試験の省略（回数の削減）について

【藤田座長】試験期間の短縮、定期試験の省略（回数の削減）の見直し（案）の方向性はよいが、「汚濁負荷変動が安定している」がどのような状態を示すのかを明確にしないと、技術実証委員会で判断に困る。

【岡田検討員】結局のところ、試験期間が3か月であるか、1年であるかという違いによって、ユーザーが結果を見る際の信頼度が異なってくる可能性もある。汚濁負荷が小さいことを評価することは難しいが、そういった観点も含めて、既存のデータがある程度存在して、実証機関や技術実証委員会において判断され、実証申請者が納得すればいい。

【藤田座長】「汚濁負荷変動が小さい」というのは、日間、あるいは週間などの単位で汚濁負荷が小さいことではなく、パターンがある程度一定である、それらが季節的にも変動しないということを示すなどの場合を指すということが、技術実証委員会に伝わる形に試験要領（案）を修正することとする。

既存データの活用について

【名取検討員】大規模の事業場と異なり、小規模事業場は規模が小さく汚濁負荷変動が激しいだけに、既存データだけで実証ができるかについては、問題があるように思う。

【中井検討員】そもそも実証申請者の手数料負担軽減という観点からの話であるため、インセンティブとしては、価値があると考えられる。ただし、それは、第三者的な評価ができれば、の話である。

【岡田検討員】実証申請者がとったデータに不正はないということが大前提になくても、ならない。分析方法などは、公定法や実証試験要領に記載された方法で行わなくてはならない。その上で、実証機関や技術実証委員会でその評価が適切に行われればいいと考える。上水道等の「認定」のための評価ではない。したがって、見直し（案）は書きすぎであり、これほど縛りをかけてしまうと、実際には既存データが使えなくなってしまう。

【名取検討員】大規模な事業場でも、これだけのデータをすべて取っているわけではないと考える。

【岡田検討員】実証試験見直し（案）は、実証申請者のための項目ではなく、技術実証委員会でのチェック項目のように思う。

【藤田座長】そもそもの流れとして、既存データが計画書にすべて合致していればデータを取らなくてもいいというのが、本来の流れではないか。計画書に対してデータが不足

する場合には、一部試験をして、データを追加するという流れが順当な流れではないか。  
【岡田検討員】既存データに関しては、実証申請者と実証機関との連携が非常に重要である。

【藤田座長】実証試験要領（案）については、事務局において修正してもらう。基本的には、実証申請者が実証試験要領、公定法（公的な方法）に基づくデータを提出する。これらを実証機関、技術実証委員会において精査することを、簡潔に要領にまとめる。提出されたデータが実証試験計画に対して一部不足すると判断された場合には、試験を行う必要があることも明記する。基本的には、実証申請者の負担にならないように、実証試験要領に記載することが必要である。

【事務局】データを取得する機関に関して、実証事業実施要領にはおいては、データの取得機関や品質基準について明記することとなっており、データの取得機関を限定しなければいけないようにも解釈できるが、いままでの議論では、データの取得機関に関しては限定をしていない。それでも問題ないか。

【藤田座長】今までの議論は、データの取得機関に関して限定するのではなく、どのような方法で取得されたかが重要である、ということである。実施要領の解釈が、データの取得機関を限定しなければいけないということであれば、話は変わっている。環境省としては、どのように考えるか。

【環境省】実施要領において、データの取得機関を限定しなければいけないわけではないが、そのように解釈される可能性はある。

【藤田座長】実施要領の方で、データの取得機関について、データの取得機関を限定しなくてもよいのであれば、問題はない。可能であれば、実施要領において、誤った解釈がされないようにしてもらいたい。

### （３）実証機関の公募・選定について

- ・事務局から資料５、６－１、６－２に基づき、実証機関の公募・選定について説明。

【藤田座長】基本的には、これまでの公益法人等の枠組みを撤廃し、広く門を開いて実証機関を募集するが、選定にあたって厳選かつ適正な審査をすることで、適切な実証機関を選定することである。

### （４）今後のスケジュールについて

- ・事務局から資料７に基づき、今後のスケジュールについて説明。

### （３）その他

- ・検討員より、環境技術実証事業実証試験報告書の概要冊子について、自治体、ユーザーに配布する等のPR活動を充実して欲しいのと要望があった。
- ・本日の議事については、議事要旨を事務局の責任で作成し、後日ホームページで公開する。（委員了承）

以上